

第2期復興・創生期間以降における復興の更なる加速化を求める意見書

「集中復興期間」と「復興・創生期間」から続いてきた現在の「第2期復興・創生期間」も残りあと2年となった。この間、国・県を始め、県民が一体となって、原子力災害からの復興・再生に向けて取り組み、福島国際研究教育機構(F-R E I)の設立やALPS処理水の海洋への放出、さらには、特定帰還居住区域制度の創設などを始めとした様々な復興施策が進められており、今後も継続的な取り組みが求められている。しかしながら、第2期復興・創生期間後の財源や復興を支える制度が不透明であることから、これまでどおりに切れ目なく、安心感をもって復興事業を進めることができるかどうか、見通せない状況にある。

地域によって復興の進捗が大きく異なり、それぞれの実情に応じてきめ細やかに対応することが必要である上、当県特有の深刻化・複雑化する問題が山積していることから、復興への取組が長期間にわたることは明白であり、「復興は道半ば」であることは県民の共通認識である。原子力災害という特殊事情を十分に踏まえ、当県の復興・再生が実現するまで国が前面に立ち、最後まで責任を持って取り組む必要がある。

よって、国においては、復興の更なる加速化のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 避難地域への移住等の促進やF-R E Iの設立などを始め、令和2年7月の復興財源フレーム決定後に生じた課題等に対応するための経費が生じていることに加え、現下の物価高騰の影響などにより、財源が不足する懸念が生じている。そのため、財源フレームを適切に見直し、当該期間の最終年度となる令和7年度において、当県の復興・創生を進めるために必要な事業の執行に支障が生じないように、予算を十分に確保すること。
- 2 第2期復興・創生期間終了後の次の5年間は、福島イノベーション・コースト構想や福島新エネ社会構想をさらに発展させ、避難者の帰還や産業・生業の再生等を一層進めなくてはならない重要な時期となる。そのため、当県の現状・課題をしっかりと捉え、切れ目なく、安心感を持って復興作業に取り組めるよう、十分な財源と枠組み、復興を支える制度をしっかりと確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	宛て
財	務	務	大	臣	
経	済	産	業	大	
復	興	大		臣	

福島県議会議長 西山尚利